

岩見沢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年3月31日)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B/A)	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 76,168	千円 49,378,412	千円 373,559	千円 5,265,758	% 10.7	% 9.4

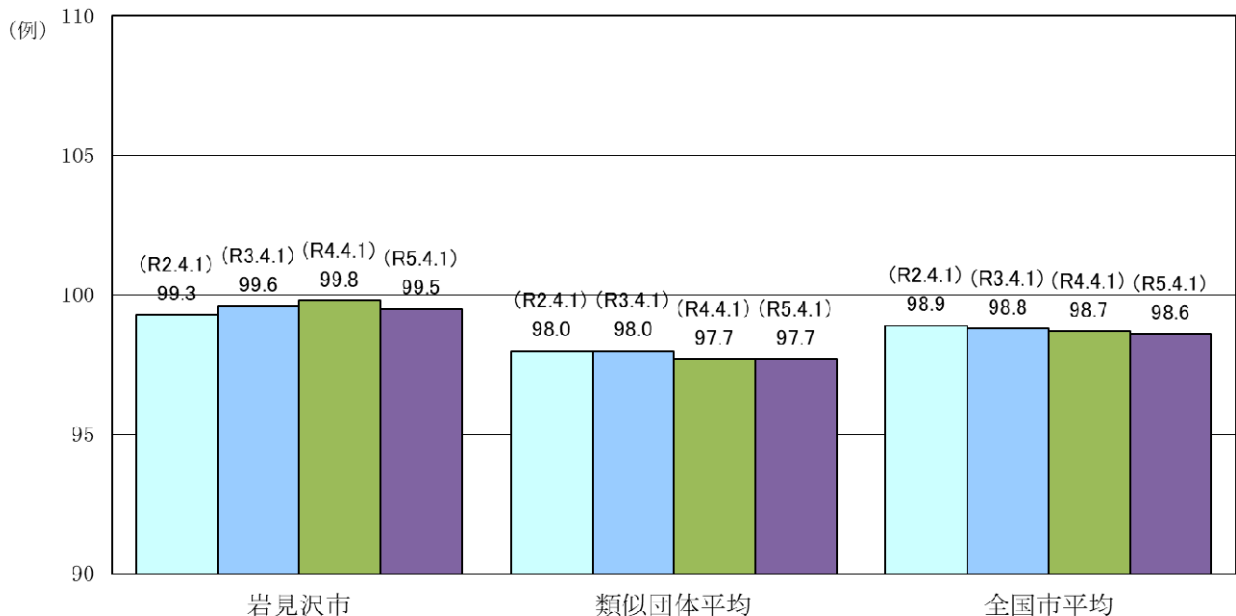
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
4年度	人 512	千円 1,875,917	千円 353,364	千円 693,736	千円 2,923,017	千円 5,709	千円 5,926

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国家公務員に準拠し、平均2%引き下げ。1級全号俸及び2級の初任給に係る号俸は引き下げなし。3級以上の高位号俸は最大約4%の引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表(医療職給料表(1)を除く)については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

(参考)

区分	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
岩見沢市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩見沢市	41.0 歳	305,605 円	364,931 円	335,574 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	42.6 歳	316,217 円	378,588 円	342,607 円

②技能労務職

区 分	公 務 員						民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
岩見沢市	58.7 歳	15 人	296,547 円	316,387 円	314,086 円	－	－ 歳	－ 円	－	
北海道	56.8 歳	126 人	310,676 円	338,223 円	325,852 円	－	－ 歳	－ 円	－	
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	－ 円	329,178 円	－	－ 歳	－ 円	－	
類似団体	53.1 歳	22 人	311,160 円	335,597 円	323,089 円	－	－ 歳	－ 円	－	

③教育職(高等学校教育職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岩見沢市	45.5 歳	387,856 円	444,218 円
北海道	46.3 歳	378,900 円	430,215 円
類似団体	41.9 歳	366,994 円	438,563 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	岩見沢市	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	288,248 円	359,655 円	388,497 円
	高 校 卒	244,029 円	329,015 円	359,409 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

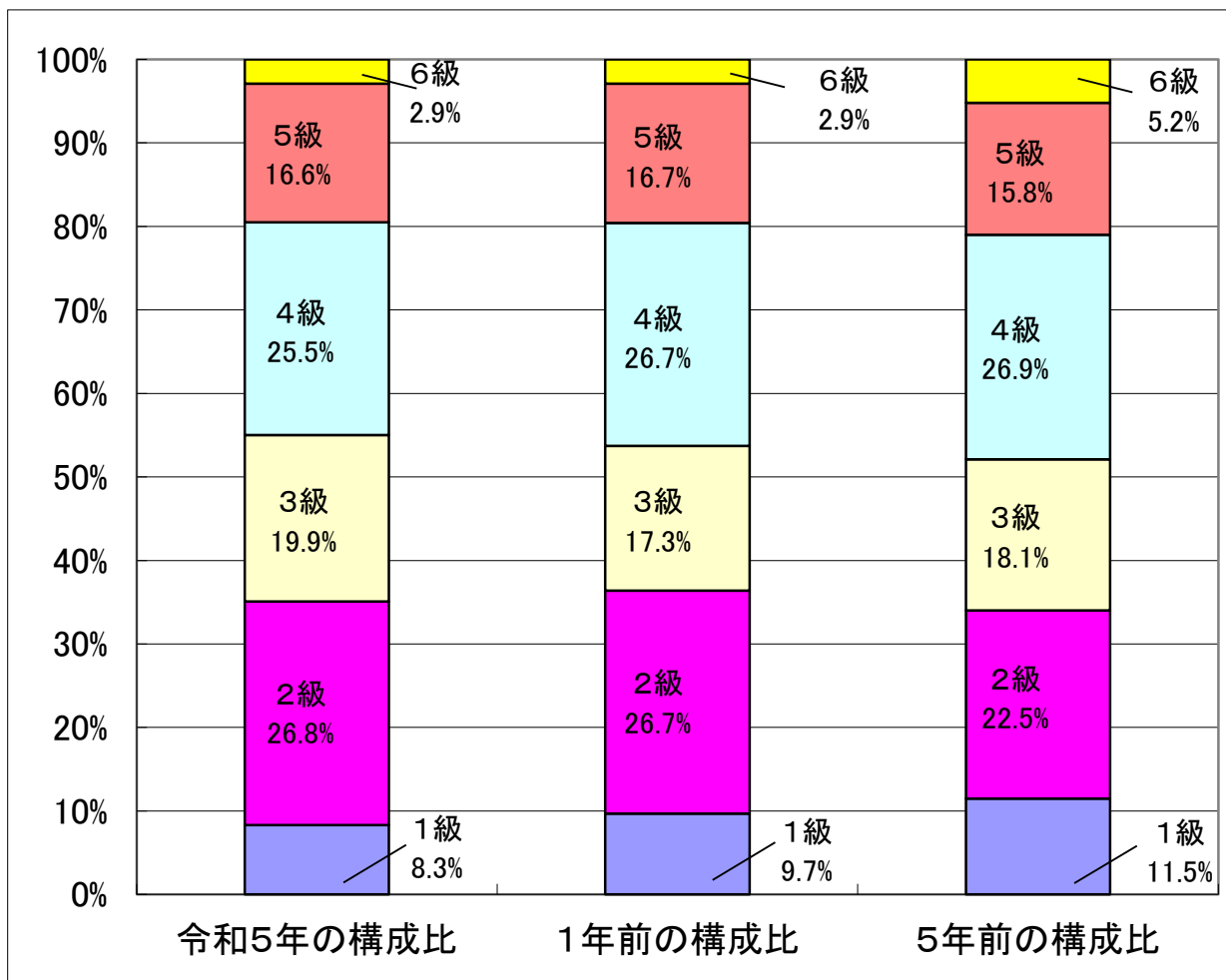
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

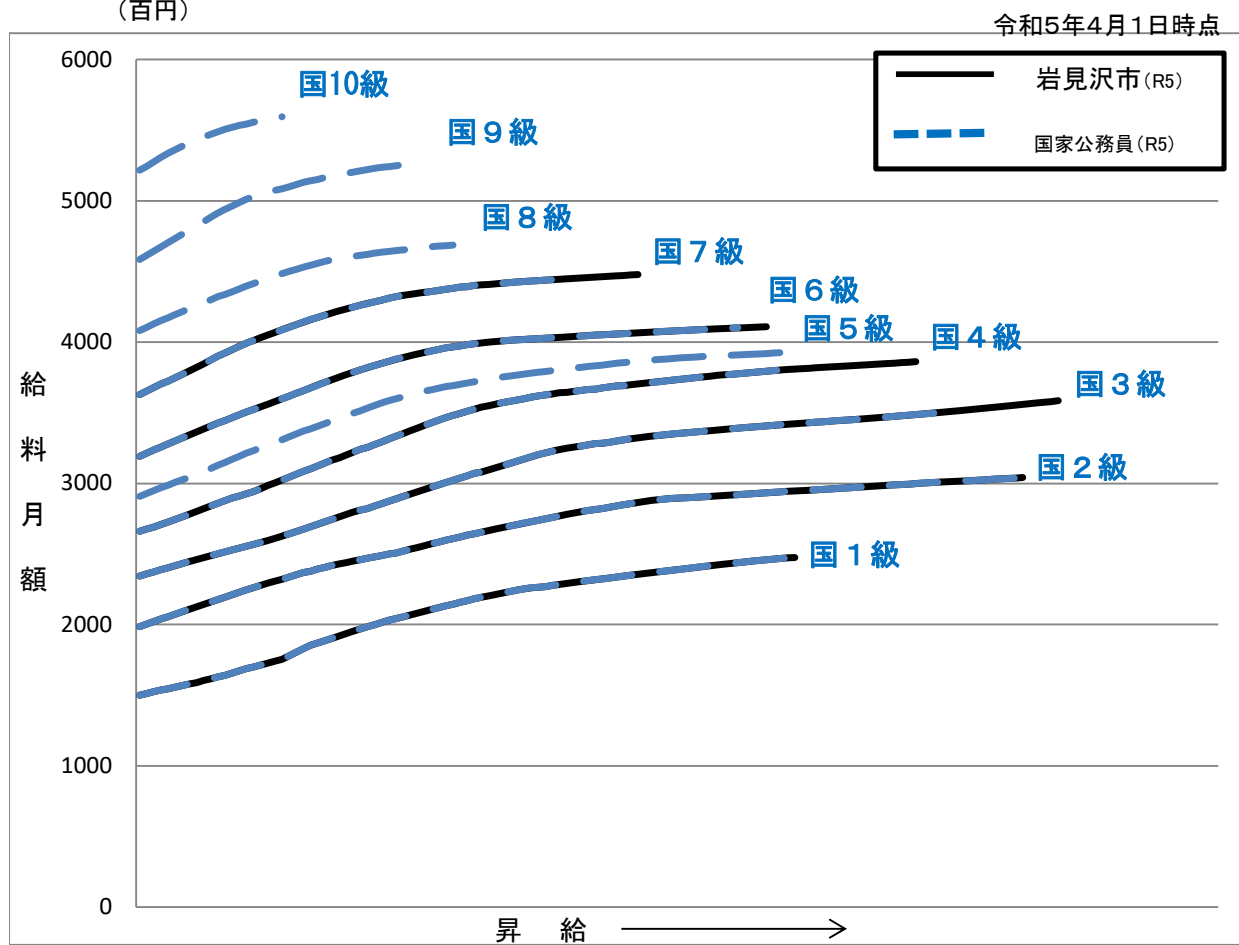
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
1 級	1級主事・1級技師	40 人	8.3 %	162,100 円	249,400 円
2 級	2級主事・2級技師	129 人	26.8 %	208,000 円	305,200 円
3 級	上級主事・上級技師	96 人	19.9 %	240,900 円	359,500 円
4 級	係長相当職	123 人	25.5 %	271,600 円	387,100 円
5 級	課長相当職	80 人	16.6 %	323,100 円	412,100 円
6 級	理事・部長・次長職	14 人	2.9 %	365,500 円	449,200 円

（注）1 一般職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和5年4月1日現在）
（百円）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分		○		○
	標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩見沢市	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,360 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,627 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率		○		○
	標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

岩見沢市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,156 千円	21,320 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			3,080 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			440,000 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	4 人	20.0 %
札幌市	3 %	3 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレ指数			99.5
(ラスパイレ指数)			(99.5)

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		426,519 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		875,809 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		43.9 %
手当の種類(手当数)		26
主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
本務として感染症患者の輸送又は感染症患者の消毒に従事したもの	— 千円	日額 290円
変死体の収容若しくは監守又は引取人のない死体の取扱いに従事したもの	— 千円	1回当たり 2,000円
本務として庁外において市税その他収入金の徴収事務に従事したもの	387 千円	月額 3,000円
本務として生活保護に関する現業事務に従事したもの	1,852 千円	月額 7,600円
本務として車体の下において庁用自動車の整備作業に従事したもの	— 千円	従事した時間が4時間以上のとき 日額 250円 従事した時間が4時間未満のとき 日額 150円

本務としてじん芥処理作業又はし尿処理作業に従事したもの	－ 千円	月額 6,000円
本務としてじん芥処理センター又は文向台衛生センターにおける事務に従事したもの	－ 千円	月額 2,500円
犬の捕獲又は抑留に従事したもの	－ 千円	日額 300円
本務として浄安殿の管理業務に従事したもの	－ 千円	月額 3,000円
赤川鉱山鉱場において保安業務に従事したもの	－ 千円	1回当たり 500円
市立総合病院又は市立栗沢病院において救急急病当番医としての医療に従事したもの	－ 千円	日額40,000円以内において市長が定める額
市立総合病院又は市立栗沢病院において死体解剖の介助に従事したもの	－ 千円	1回当たり 2,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院において医師として当該業務に従事したもの	174,506 千円	月額 診療料金収入調定額の100分の2.0以内において市長が定める額
市立総合病院又は市立栗沢病院において放射線技師として当該業務に従事したもの	1,470 千円	月額 7,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院において正規の勤務時間による勤務の全体又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事したもの	92,925 千円	1回当たり 1 その勤務時間が深夜の全部を含むとき 7,300円 2 その勤務時間が深夜の一部を含むとき (1) 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 3,550円 (2) 深夜における勤務時間が4時間未満のとき 3,100円
市立総合病院又は市立栗沢病院において宿直又は日直に従事したもの(医師は除く)	7,378 千円	1回当たり 2,500円

市立総合病院又は市立栗沢病院において休診日又は勤務時間外に呼出しを受けて緊急を要する医療に従事したもの	67,267 千円	【市立総合病院】 1回当たり 1 医師 (1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事した時間が ア 1時間未満のとき 8,000円 イ 1時間以上2時間未満のとき 10,000円 ウ 2時間以上4時間未満のとき 13,000円 エ 4時間以上のとき 16,000円 (2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事した時間が ア 1時間未満のとき 10,000円 イ 1時間以上2時間未満のとき 12,500円 ウ 2時間以上4時間未満のとき 16,250円 エ 4時間以上のとき 20,000円 2 医師以外の職員 (1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事したとき 3,500円 (2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事したとき 4,000円 【市立栗沢病院】 1回当たり 1 医師 (1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事した時間が ア 1時間未満のとき 7,000円 イ 1時間以上2時間未満のとき 9,000円 ウ 2時間以上4時間未満のとき 12,000円 エ 4時間以上のとき 15,000円 (2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事した時間が ア 1時間未満のとき 8,750円 イ 1時間以上2時間未満のとき 11,250円 ウ 2時間以上4時間未満のとき 15,000円 エ 4時間以上のとき 18,750円 2 医師以外の職員 (1) 勤務時間の開始時限から午後10時までの間で従事したとき 3,500円 (2) 午後10時から勤務時間の開始時限までの間で従事したとき 4,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院における緊急を要する医療のための呼出しに備え、休診日において勤務時間の開始時限から終了時限までの間又は勤務時間の終了時限から開始時限までの間、待機を命ぜられたもの	3,743 千円	1回当たり 2,500円
市立総合病院において医師として分娩業務に従事したもの	1,500 千円	1分娩につき分娩の件数に10,000円を乗じて得た額を産婦人科の医師の人数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
市立総合病院又は市立栗沢病院において認定看護師又は助産師として業務に従事したもの	432 千円	月額 認定看護師 3,000円 助産師 3,000円
市立総合病院又は市立栗沢病院においてがん薬物療法認定薬剤師として業務に従事したもの	36 千円	月額 がん薬物療法認定薬剤師 3,000円
市立総合病院において助産師、看護師又は准看護師として業務に従事したもの	29,680 千円	月額 12,000円
放課後児童健全育成事業所において業務に従事したもの	- 千円	月額 9,000円

保育所(岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例(昭和33年条例第9号)又は岩見沢市へき地保育所条例(平成17年条例第35号)に規定する保育所をいう。以下同じ。)において保育士、調理員又は用務員として業務に従事したもののうち市長が定めるもの	- 千円	月額 7,000円
保育所において保育士、調理員又は用務員として業務に従事したもの、かつ、一般職員の給与等に関する条例第16条に基づき期末手当の支給対象となるもののうち市長が定めるもの	- 千円	期末手当基礎額に0.0125を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したものの	45,343 千円	作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	295,637 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	329 千円
支給実績(令和3年度決算)	311,492 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	345 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4・令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 その他の扶養親族月額6,500円 被扶養者の中に満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、5,000円に扶養する子の数を乗じて得た額を加算	同		103,525 千円	241,317 円
住居手当	借家・借間の場合 家賃を負担している職員(家賃12,001円以上)に対して家賃額に応じ月額28,000円まで	異	(国) 借家・借間の場合 家賃を負担している職員(家賃16,001円以上)に対して家賃額に応じ月額28,000円まで	131,763 千円	176,863 円

通勤手当	通勤距離が片道2キロ以上の職員のうち ①交通機関利用の場合 1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(55,000円以内) ②自動車その他交通用具を使用する場合 距離に応じて月額2,000円から月額31,600円まで	同		41,155 千円	68,025 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長以上の職員 職位に応じ月額30,000円から月額100,000円まで	異	(国) 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものの職位に応じ月額46,300円から月額130,300円まで	82,164 千円	486,178 円
単身赴任手当	勤務箇所を異にする異動に伴って、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員 距離に応じ月額30,000円から月額70,000円まで	異	(国) 官署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居して単身で生活することとなった職員 距離に応じ月額30,000円から月額100,000円まで	1,296 千円	648,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 勤務1回につき 医師 21,000円 医師以外 4,400円	同		46,283 千円	797,983 円
寒冷地手当	11月～3月まで ①世帯主である職員のうち被扶養者がある職員 月額23,360円 ②世帯主である職員のうち被扶養者がいない場合 月額13,060円 ③その他の職員 月額8,800円	異	(国) 11月～3月まで ①扶養親族を有する世帯主である職員 月額17,800円～26,380円 ②その他の世帯主である職員 月額10,200円～14,580円 ③その他の職員 月額7,360円～10,340円	83,126 千円	81,656 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同		44,942 千円	182,691 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務する管理又は監督の地位にある職員 職位に応じ、休日に4時間以上勤務した場合7,000円から8,500円まで、休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合3,500円から4,300円まで	異	(国) 管理、監督職員が、臨時又は緊急の必要等により 週休日等又は平日深夜(午前0時から午前5時までの間)に勤務した場合に支給。 職位に応じ、週休日等の勤務については18,000円から6,000円(6時間を超える勤務は5割増)まで、平日深夜については6,000円から3,000円まで	1,073 千円	13,247 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	964,000円	(参考)類似団体における最高／最低額	
			1,000,000 円／	560,000 円
	副 市 長	755,000円	802,000 円／	585,000 円
報 酬	議 長	470,000円	535,000 円／	347,900 円
	副 議 長	415,000円	475,000 円／	285,100 円
	議 員	384,000円	432,000 円／	268,200 円
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副 市 長	4.40	月 分	
	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長	4.40	月 分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×505/100×在職年数	19,472,800円	任期毎
	副 市 長	給料月額×380/100×在職年数	11,476,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

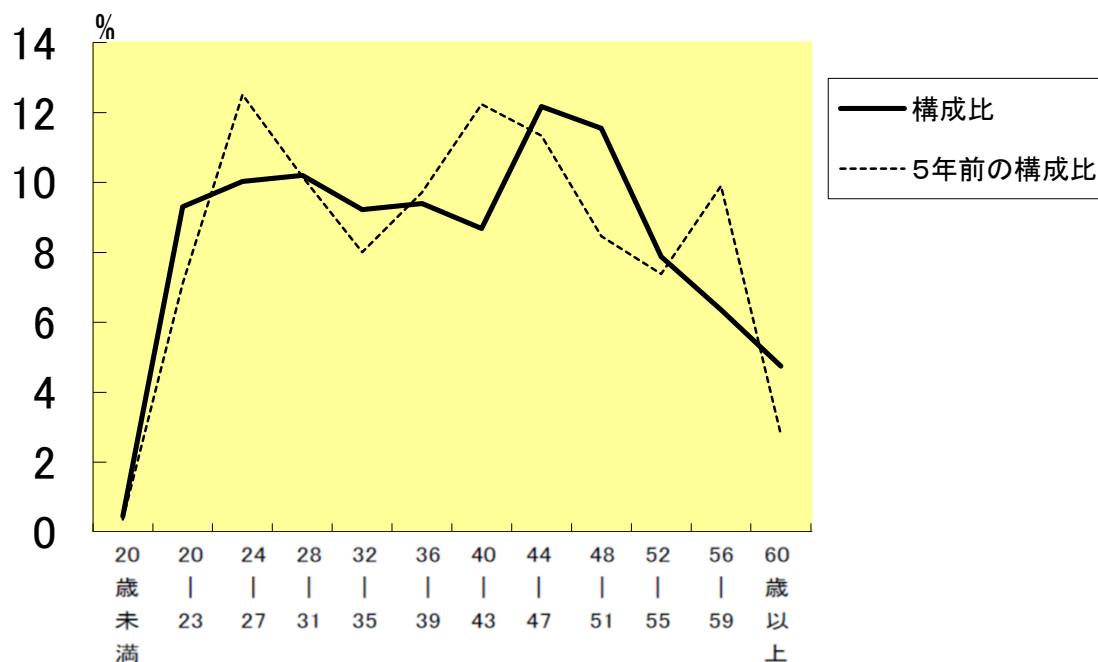
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数				対前年 増減数	備 考
			令和5年		令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	人	8	人	1	
		総 務	166	人	164	人	2	
		税 務	29	人	30	人	△ 1	
		労 働	1	人	1	人	0	
		農 林 水 産	39	人	39	人	0	
		商 工	17	人	14	人	3	
		土 木	45	人	50	人	△ 5	
		民 生	62	人	65	人	△ 3	
		衛 生	34	人	34	人	0	
		計	402	人	405	人	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 52.78人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.58 人)
	教育部門	104	人	107	人	△ 3		
	消防部門	0	人	0	人	0		
	小 計	506	人	512	人	△ 6	<参考> 人口1万当たり職員数 66.43人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 87.73 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	15	人	17	人	△ 2		
	下 水 道	11	人	11	人	0		
	病 院	561	人	559	人	2		
	そ の 他	24	人	27	人	△ 3		
	小 計	611	人	614	人	△ 3		
合 計			1,117 [1,374]	人	1,126 [1,374]	人	△ 9 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 146.65人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	104人	112人	114人	103人	105人	97人	136人	129人	88人	71人	53人	1,117人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 \ 区 分	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	415	417	414	409	405	402	△13 (△3.13%)
教 育	117	114	113	110	107	104	△13 (△11.11%)
消 防							
普通会計計	532	531	527	519	512	506	△26 (△4.89%)
公営企業等会計計	579	583	611	610	614	611	32 (5.53%)
計	1,111	1,114	1,138	1,129	1,126	1,117	6 (0.54%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 1,871,909	千円 245,221	千円 84,471	% 4.5	% 4.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 17,420千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 17	千円 68,655	千円 9,336	千円 24,991	千円 102,982	千円 6,058	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員
(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩見沢市水道事業	43.5 歳	336,546 円	504,815 円
市町村平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(令和5年4月1日)

岩見沢市水道事業	市町村平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,470 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,438 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3%～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日)

岩見沢市水道事業			市町村平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,676 千円

ウ 地域手当

支給実績なし。

エ 特殊勤務手当

支給実績なし。

オ 時間外勤務手当(令和5年4月1日)

支給実績(令和4年度決算)	4,108 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	216 千円
支給実績(令和3年度決算)	4,446 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	371 千円

カ その他の手当(令和5年4月1日)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	4(6)を参照	同		1,488 千円	186,000 円
住居手当	4(6)を参照	同		1,892 千円	189,200 円
通勤手当	4(6)を参照	同		288 千円	32,000 円
管理職手当	4(6)を参照	同		1,560 千円	390,000 円
寒冷地手当	4(6)を参照	同		1,458 千円	85,776 円
管理職員特別勤務手当	4(6)を参照	同		30 千円	7,375 円